

生駒市条例第24号

生駒市地域外来検査センター条例を廃止する条例をここに公布する。

令和3年11月30日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市地域外来検査センター条例を廃止する条例

生駒市地域外来検査センター条例（令和2年11月生駒市条例第28号）は、
廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年12月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に廃止前の生駒市地域外来検査センター条例（以下「旧条例」という。）第3条に規定する検査等を受けた者に対する旧条例第5条の規定の適用については、なお従前の例による。